

新たな人権課題への対応策について

— 答 申 —

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会

令和4（2022）年3月

令和4年3月25日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
会長 建石真公子

新たな人権課題への対応策について（答申）

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会は、令和2年8月31日に、市長から「新たな人権課題への対応策について」の諮問を受け、審議を重ねてきました。

この度、新たな人権課題への対応策についての審議結果をとりまとめましたので、次のとおり答申します。

【目 次】

新たな人権課題への対応策について（答申）

1	はじめに	1
2	審議の経過	5
3	答 申	6
(1)	項目 1 実効性のある人権救済のための 「人権救済に関わる政策等の整備」の促進	6
(2)	項目 2 インターネット上の人権について	8
(3)	項目 3 コロナ禍等（感染症等）における人権について	11
(4)	項目 4 男女共同参画について	14
(5)	項目 5 子どもの人権について	16
4	おわりに	19

答申（参考資料）

1	諮問書	21
2	第1期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 審議経過	22
3	第1期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会委員名簿	25
4	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）	26
5	川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年12月21日川崎市条例第72号）	33

1 はじめに

第1期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「本協議会」という。）は、令和2（2020）年8月に、市長から「川崎市人権施策推進基本計画『人権かわさきイニシアチブ』の改定の方向性（期限を令和3（2021）年3月）及び「新たな人権課題への対応策」（期限を令和4（2022）年3月）について諮問を受けた。

これを受けて本協議会は、令和3（2021）年度は、「新たな人権課題への対応策」に取り組み、「新たな人権課題」として次の三つの観点から協議した。

- 第1 これまでの川崎市の人権施策の現状において、なお実効性の面で新たな改善が必要と思慮される人権課題
- 第2 令和3（2021）年度時点で、新たに登場した人権課題
- 第3 これまでも人権施策は行われてきたが、近年、新たな観点から可視化されてきた人権課題

第1の市の人権政策の実効性に関して更なる改善が必要な課題としては、まず令和2（2020）年度の答申「川崎市人権施策推進基本計画の改定の方向性について」の基本理念の方向性の5「市民との対話」を踏まえて協議した。同「答申」では、『『市民との対話』とは、施策の策定への参画はもちろん、施策の実施、実施された施策の実効性の評価、その評価に対する川崎市からの改善策の提示などの全てのプロセスを含む』と注釈が付けられている。この方針に沿って、本協議会は、従来の施策に加え、施策の結果や効果、実効性に関しても視野に入れ、人権侵害の被害を受ける人を一人でも少なくするため、人権被害の原因究明や効果的な対策に積極的に取り組むことを新たな人権課題とした。

また、救済手続の拡充について、現在の人権オンブズパーソンは、「川崎市人権オンブズパーソン条例」第2条において、子どもと男女平等に関わる人権の侵害に限定した事項を管轄としているため、それ以外の分野は人権オンブズパーソンの管轄外となっているという問題がある。「人権オンブズパーソン報告」（平成24（2012）年11月）は、人権救済機関は社会的気運の高まりに応じてその機能を付加していくと指摘しており、管轄事項の拡大への対応に関しては、関連条例の改正をはじめ、オンブズパーソン体制の強化などについて、オール川崎市行政としての準備態勢をもって、より実効性のある人権救済施策の整備・促進を新たな人権課題と位置付けた。

次に、施策の実施の具体的な課題として、川崎市が令和元（2019）年12月に定めた「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」（令和2（2020）年7月1日全面施行）第17条のインターネット上の人権の保護を新たな人権課題として取り上げた。インターネット上の人権侵害に関しては、近年、SNS等の普及により被害が拡大しているが、個人ではその対策や救済への対処が難しい。上記条例第17条では、市長は、一定の要件に該当する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。」と定めており、人権保護の具体的

な規定として適用が求められるところである。実際の適用例は、施行から今日まで第17条第2項に基づく公表が6回行われ、SNSの各運営会社削除要請がなされている。多数の被害の訴えに対する対応として適切か否かという観点から、なお改善の余地の可能性も含め、新たな人権課題として取り上げた。インターネット上の人権侵害は、一自治体の権限による対応には限界のあることが各方面から指摘されており、市長が首長の会議体で合意形成を図り、国会や所管大臣等に対して、国レベルでの対応を要請していくことも必要な課題と位置付けた。

第2の新たに登場した人権課題としては、「コロナ禍等における人権」を取り上げた。令和元（2019）年冬からのコロナ禍において、医療政策だけでなく生活全般に関わる種々の問題が生じたが、感染者及びその家族等の関係者、医療従事者等に対する差別の問題等、人権侵害の問題もまた深刻であり、問題は多岐にわたっている。特に、コロナ禍の特徴として、高齢者の重症化率が高く、また全国的に高齢者施設などの施設に暮らす人々に医療が行き渡らない例が多かったことがあげられる。また、人々の接触が薄れるコロナ禍では、医療へのアクセスや種々の情報へのアクセスがしにくい人々に対する、特別な保護も課題となる。しかし、こうした感染症における隔離政策や差別、また脆弱な人々について、個々人の尊重をどのように保護するかという問題は、これまでもハンセン病、エイズ、肝炎等に関して指摘されてきたことである。すなわち、新たな問題ではあるが、日本の社会の底流に存続し続けてきた人権課題でもあることから、これまでの施策に対する見直しが必要な課題として位置付けた。

第3の、これまでも施策を行ってきたが新たに人権課題が可視化されたものとして、「男女共同参画」及び「子どもの権利」を取り上げた。男女共同参画については、女性差別撤廃条約をはじめとして国内法でも男女共同参画基本法をはじめとする種々の法律によって差別禁止や実体的な権利保護が定められてきた。また川崎市でも、「男女平等かわさき条例」（平成13（2001）年10月1日施行）により、人権・男女共同参画室を中心に多様な施策が策定、実施されている。

その上で、現状はなお、市議会の男女議員割合は25%、市職員の管理職（課長級職員）の割合も令和3（2021）年4月の時点で24%にとどまっている。この例に代表されるように、女性差別撤廃条約の発効から約37年経過した現在でも、仕事と家庭の両立に関する男女の違いは残されている。原因究明と結果に繋がる新たな施策の検討が必要な人権課題である。

同様に、「子どもの権利」も、平成6（1994）年の児童の権利条約の批准からまもなく30年となるようとしている。国内法では、総合的な子どもの人権保護を定める法律は存在しないが、川崎市は「川崎市子どもの権利に関する条例」（平成13（2001）年4月1日施行）を制定し、子どもの権利の保障を推進するため子どもの権利委員会を設置している。また、相談・救済機関として「人権オンブズパーソン」を位置付け、権利の侵害について相談・救済に当たる旨を定めている。

その上で本協議会が懸念するのは、条例やそれに基づく施策が、外国に繋がる子ども、特別な保護を必要とする子ども、また人権問題であると自らでは認識できない年代の子どもも含め、全ての子どもにとって身近で実効性のある救済への的確に繋がっているだろうかという点である。

また、子どもの人権課題として、近年可視化されてきたヤングケアラーを取り上げた。この問題は、実は古くから存在していたが、ヤングケアラーという人権問題として可視化されたことにより、特別な保護と救済が必要であることが明らかになった。川崎市においても、見えにくい家庭の中での問題であるからこそ、その把握をも含めて、一人ひとりの子どもにとって実効性のある施策を必要とする新たな人権課題として位置付けた。

以上から、本答申における新たな人権課題は次の5項目である。

- I. 実効性のある人権救済のための「人権救済に関わる施策等の整備」の促進
- II. インターネット上の人権
- III. コロナ禍等（感染症等）における人権
- IV. 男女共同参画
- V. 子どもの人権

新たな人権課題とは、単に新しく登場した課題に留まらず、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の定める「不当な差別のない人権尊重のまちづくりを推進し、これまで以上に人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資すること」という目的を踏まえ、その実効性を確保するために必要な課題である。

差別がなく、全ての個人を尊重することは、川崎市だけでなく、日本国憲法、また国連憲章や多くの国際人権条約にも定められている最も中核となる人権である。

また、昭和20（1945）年に誕生した国連憲章は、その原則として人権と平和を車の両輪と定め、その後の国際共同体では、その原則の実現への努力を積み重ねてきた。

加えて、川崎市でも推進を図っている「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点は「誰も置き去りにしない」ことであり、そのアジェンダ前文には「すべての人々の人権を実現する」と宣言している。人権はSDGs 17目標全てに通底しており、SDGsの実現に向けた取組は、人権施策の推進にも繋がると言える。

一人に対する出自や民族、国籍や障がい等に基づく差別を放置し、個人の尊重の観点を失うなら、やがてそれは、社会からの個々人の集団的な排除に繋がり、最終的には一つの民族や集団に対する虐殺という結果となったことは、これまでの歴史の示すとおりである。現在も、国際社会において人々は国境によって隔てられ、国際共同体の理想にはほど遠い様相を示しているが、自治体という共同体の中で共に暮らす人々は、市民として、国籍や民族、その他あらゆる理由による区別や差別から保護されなければならない。人が生きていく営みは、誰もが同じく尊重され、平安に幸せに生きるための環境や救済が整備されていることが必要である。そうした要請に応える施策が自治体には求められており、それらの自治体の施策は、国際社会における平和を支える基盤となる。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が、そして、現行の川崎市の人権保護を目的とした多様な人権関連条例や施策が、宣言に留まらず、日々の市民の人権侵害に対する実効的な救済に繋がるよう、本答申の内容を実現していただくことを強く希望する。

2 審議の経過

- ・令和2(2020)年8月31日付けで、第1期第1回協議会において諮問を受ける
- ・諮問内容は「新たな人権課題への対応策」
- ・答申期限は「令和4(2022)年3月31日」
- ・令和3(2021)年5月31日開催の第1期第6回協議会から、諮問事項に関する具体的な審議を開始
- ・以降、7回にわたり委員における審議や有識者へのヒアリング等を重ね、令和4(2022)年3月16日開催の第1期第13回協議会において答申を確定

(詳細な審議経過は、巻末の参考資料を参照のこと。)

3 答申～新たな人権課題への対応策について

I 実効性のある人権救済のための「人権救済に関わる施策等の整備」の促進

項目1 多様な人権侵害に対する救済政策を拡充すべきである。

現状の人権関連施策による救済には重複、分野の欠缺、救済政策の欠如などが見られるため、所管部局が横断的に精査及び連携し、より実効性を持った人権施策体系を検討すべきである。

例えば、人権オンブズパーソンの管轄事項を他の人権問題に関しても広げる等の検討を要請したい。

1. 救済手続の拡充について、川崎市は、人権オンブズパーソン所管外の問題について、オンブズパーソンの管轄事項を拡大する（そのための条例改正、オンブズパーソン体制の拡充）か、別に救済手続を設けるかについて検討し、より実効性のある人権救済施策を実現すべきである。
2. 人権問題は複合的要因を有することから、救済・支援も所管部局横断的に若しくは連携の下で実施する必要がある。この点に関して、現在の川崎市の条例体系がそれに対応できているか否かの検討が必要である。また、各審議会が効果的に審議できるように設置されているか、所掌事項が定められているかの検討も不可欠である。
3. 川崎市障害福祉施設事業協会（障施協）が事務局をしている「第三者委員会（川崎市障害福祉施設等苦情解決支援事業）」では、「協力員」として一般市民（退職者が多い）が重要な役割を担っている。市民後見人など、市民が権利擁護活動に積極的に関わることのできる機会を増やせるよう、環境等の改善をすることが重要である。
4. 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第18条では、川崎市差別防止対策等審査会の設置目的の一つとして「不当な差別解消のために必要な事項について市長の諮問に応じ、調査審議するため」と定めている。この目的に照らし、川崎市は、審査会に条例違反と認定するための具体的諮問だけでなく、街宣やインターネットによる本邦外出身者に対する不当な差別的言動の対策全般について諮問すべきである。

【項目 1 に関連する主な委員意見】

・条例第 18 条では、川崎市差別防止対策等審査会の設置目的の一つとして「不当な差別解消のために必要な事項について市長の諮問に応じ、調査審議するため」と定めている。市は、審査会に条例違反と認定するための具体的諮問だけでなく、ヘイト街宣やインターネットによるヘイトスピーチ対策全般について諮問すべきではないかと考える。

・救済手続の充実について議論するのが適切だと考える。人権オンブズパーソン条例に基づく子どもの人権及び男女平等に関わる人権については救済手続が制度化されている。また、「川崎市住宅基本条例」第 14 条の市長の介入規定も一種の救済手段であろうと思う。

・救済手続に関する議論を行う場合、他の審議会の議論との関係をどのように調整するかという問題がある。今後、人権関連条例の整理もしくは体系化も必要かと考えている。

・救済手続の拡充について、人権オンブズパーソン管轄外の問題について、オンブズパーソンの管轄事項を拡大する（そのための条例改正、オンブズパーソン体制の拡充）か、別に救済手続を設けるかのいずれかの方法があるだろう。

・救済手続に関して考えるに当たり、「障がい児の教育権の保障」という意味で、昨年 3 月に横浜地裁の判決が出た A さんの就学裁判が気になっている。判決では、川崎市が特別支援学校への就学を指定したことは「妥当」と結論付けているが、当時の神奈川新聞などでは、A さんが主張した「共に学ぶ機会、川崎市が奪った」などの見出しが躍っていて、市民感覚としては、そのように思えてしまう。

今、A さん親子は世田谷に引っ越し、普通校で 3 年生として学び、充実した学校生活を送っている。川崎市の人権問題として忘れてはならないことだと思う。「障害児の教育権」という、基本的な人権に関わることである。

・貧困は社会的な構造が複雑で人権の視点だけでは解決できないことも多いが、これまでの川崎市が積み上げてきた様々な資産（制度や部署）を総合的に結びつけて、多くの人に届くような提言ができたらと思う。

・人権問題の複合的要因という事実、救済・支援も所管部局横断的もしくは連携のもとで実施する必要があるという点に関して、現在の川崎市の条例体系がそれに対応できているか否かの検討が必要だと考えている。

同様に、各審議会が効果的審議できるように設置されているか、所掌事項が定められているかの検討が必要だと考えている。

・審査会の委員が市長に対して、いかなる事項を諮問すべきかについての意見を述べることは適切でないと考えているので、諮問事項についての意見は留保させていただく。

Ⅱ インターネット上の人権について

項目2 インターネット上の表現によって個人の尊厳や人格、名誉に対する侵害が行われないよう、防止、調査、対応、救済に関する施策の実効性を持たせるべきである。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が目的とする「人権尊重のまちづくり」には、被害者の救済が重要である。その観点から、実際の条例の適用、実施について見直すべきである。

1. インターネット上の表現は、匿名で行われることが多く、その伝播の速さ、広がりから、個人の尊厳、人格、名誉を傷つける度合いが高い。また個人によってその侵害を防止し停止させることは困難でもある。さらにインターネット上の人権侵害は、子どもにも甚大な被害を及ぼすことを勘案し、学校をはじめあらゆる機関におけるメディア・リテラシーを徹底させる施策をとる必要がある。
2. インターネット上の表現による人権侵害の防止の啓発の強化、事案が発生した場合に被害者が相談できる「かわさき人権相談ダイヤル」の機能強化、その他にワンストップで相談から救済に繋がられるような部署の設置、無料での弁護士相談とその後の弁護士の活動への補助など、誰にもアクセス可能な救済方法をより拡充する施策が求められている。
3. 川崎市は、その地政的な背景、また現状のインターネット上の本邦外出身者に対する不当な差別的言動の状況から、外国人市民の人権を保護することが喫緊の課題である。市民が受けているこうした言動をできる限り迅速に削除することが求められている。
4. 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の施行は、インターネット上の本邦外出身者に対する不当な差別的言動の防止、対応等を定めているが、インターネット上のヘイトスピーチが日々、大量に積み重ねられることを鑑み、被害者の現状に対して実効性を持った施策が行われているかについて、現状をできるだけ正確に検証することが必要である（例えば、ネットモニタリングの運用の検証やシステムの改善など）。そのためには、市職員が被害者及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動問題の専門家から研修を受けることが望ましい。
5. 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の適用の課題として、実際の被害の訴えに対する審査会への諮問数（令和2（2020）年度：申出数338件・諮問数26件、令和3（2021）年度：申出数5件・諮問数4件）の関係について、その評価の理由及び基準を精査し市民に対して明確にする必要がある。精査した内容は、今後の条例の運用に関する資料ともなり得、また将来の歴史的な検証のためにも必要である。
6. 以上のような、川崎市の有するインターネット上の人権侵害の状況から、市長は、審査会に諮問しなかった事項その他の人権問題についても、人権の重要性、人権侵害があってはならないことを、機会をとらえて積極的に発言し、発信する必要がある。
7. インターネット上の表現による人権侵害の問題は、一自治体の権限による対応では限界のあることが各方面から指摘されており、市長が首長の会議体で合意形成を図り、国会や所管大臣等に対して、国レベルでの対応を要請していくべきである。

【項目2に関連する主な委員意見（抜粋）】

- ・川崎市で特に顕著な課題として在日外国人（とくに在日コリアンやコリアンルーツの方々）へのヘイトスピーチ被害があげられる。
- ・本協議会でも、ネットによる人権侵害について本来は国が対策すべきことだという意見もあり、国による法制度整備は急務と考えるが、一方で、川崎市における対応の現状の検証や更なる制度改善に向けた検討も必要だと考えている。
- ・被害当事者からのヒアリングはもちろん、国・業界の対応や他の自治体でのネットモニタリングの状況等についても専門家へのヒアリングを実施するなどした上で、議論・検討を進められたらと考える。
- ・川崎市がネット被害の対策として実施しているネットモニタリングの運用状況を検証し、被害者救済に向けた改善策の検討も必要ではないかと考えている。
- ・条例の規制を超えた対応策の事例として、令和3（2021）年7月に、大阪府が、当面の緊急的な措置として、重大かつ深刻な被害を及ぼす人権上、極めて悪質な情報に絞り、実効性のある事後的対処方策を3つ提案する。①プロバイダ等が人権侵害情報の削除等を行った場合における賠償責任の免責、②サイトブロッキングの実施、③第三者機関（人権救済機関）の設置を国に要望した実績がある。
- ・権限を持ったところに要望する。例えば、都道府県だとか、政令市の部長を集めたような全国の会議で問題提起するとか、市長に対して、本協議会として国に対して要望をすべきであるというような、若しくは他都市と連携すべきである。連携して国に対して要望すべきである。
- ・インターネット上の人権侵害の中で、川崎市に特に顕著な課題としては、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定の背景にもなった在日外国人に対する差別的言動があり、昨年施行された条例については、まだ様々な運用上の課題もあり、被害の十分な救済には至っていないと感じる。
- ・川崎市におけるインターネット上の人権被害の実効性のある救済に向けて、現状の条例によるネット上の人権侵害への運用の改善や、条例外での施策の検討等について、ぜひこの協議会で取り組んでいきたい。そのために迅速な対応を可能とするネットモニタリング制度を設けることなども考えられる。
- ・インターネットによる人権侵害以外に、川崎市が審査会に報告しただけでも、50回以上のいわゆるヘイト街宣が行われ、差別的言動を含む不適切な発言が繰り返されていると聞いているが、これに対して、川崎市として何らかの対応を検討できないか。現状の条例の運用では、第12条に該当する差別的言動に当たるか否かの判断が行われているものの、他の対応策は見られない。条例の目的に鑑みて、条例が禁止する「差別」をなくすために、差別的な言動に対して発言を特定し具体的に指摘するなど、繰り返されるヘイト街宣に対して川崎市が条例の運用上で対応できることは他にもあるのではないかと考える。
- ・コロナ禍に伴い、特定の国の国民に対する差別的発言が蔓延していたように感じている。恐怖の矛先を対象とされた攻撃対象に向けることで、不安の解消を図るために感染者探しがなされ、感染者が本邦外出身者であるとの情報が一人歩きし、それをきっかけとして、排外的なヘイト表現が行われてしまう。

・「課題」としては、インターネット上でコロナ禍においてなされたヘイト表現の内容を検討し、なぜヘイトに繋がったのか、当時のマスコミ報道の在り方についても検討すべきである。

・インターネットにおける正しい情報を選択する、メディアリテラシーが必要。とりわけ誹謗中傷やヘイトクライムの攻撃を受けた場合の対処や解決の手段を子どもたちに明確に示す必要がある。インターネット上でも人権は守られるという毅然とした制度が必要である。

・差別防止対策等審査会への諮問事項が少なすぎるのではないかという意見を受けて、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第18条第1項の規定に基づいて、審査会への諮問事項の適切な範囲について審査会に諮問してみてもどうか。

・審査会に諮問しなかった事項についても、その他の人権問題についても、市長は、人権の重要性、人権侵害があってはならないことを、機会をとらえて積極的に発言し、発信する必要がある。

・現在でも川崎市民に対するネット上の差別的言動が大量に出ている。現状の対応では、ネット上の差別や人権侵害の救済が十分に追いついていないとの懸念がある。

・ネットリサーチの結果や市民からの通報のいずれについても、川崎市の判断で9割が審査会には諮問されていない現状に疑問がある。条例違反に当たらないということが明らかなもの以外については原則として審査会に諮問する等、幅広く救済できるための運用変更が必要ではないかと考える。

Ⅲ コロナ禍等（感染症等）における人権について

項目3 コロナ禍等（感染症等）に起因する人権問題について、全ての患者の生命や健康その他の権利保護を優先した平時からの医療政策の整備、社会的少数者に対する偏見に基づいた差別等の人権侵害の防止、及び女性や高齢者などの社会的に脆弱な人々への暴力や社会的排除等の人権侵害を救済する施策をとるべきである。

1. 感染症は、「患者＝感染源」という特異な性格を有しているため、日本では、患者の人権の保護が、まん延防止という社会防衛の視点からの感染症対策の中で軽視される歴史があった。感染症に関する法制度における人権侵害という事実を踏まえ、患者の生命や健康の権利*1、個人の尊重に立脚した施策が必要である。

また、感染症に特有な、患者やその家族、医療従事者等に対する排除や差別に対して、防止し救済する施策を取るべきである。自治体の中には、患者等の人権の保護を目的とする新型コロナウイルス感染症対策条例等を定めているものもあるが、川崎市でも検討が必要ではないか。

2. 感染症禍においては、社会防衛の気運が高まりやすく、外国人等の社会的少数者を排斥、差別、危害を加える等の人権侵害が起りやすい。そうした傾向を踏まえ、人権侵害を防止する実効的な施策が必要である。

3. コロナ禍で在宅勤務が増加したため、女性に対するDVの増加が見られた*2。DV防止施策の中に、コロナ禍のような外出禁止や外出抑制期間における保護に特に取り組む施策が必要である。

4. コロナ禍のような感染症禍は、歴史上これまでも繰り返されてきたことから、川崎市の医療政策において、平時においても感染症禍に対する施策の整備をするべきである。適切な医療政策が整備されていなければ、市民の健康権、生命権は保護できない。

そうした医療政策には、十分な医療施設やスタッフの整備に加え、外国人、貧困層、高齢者をはじめ、社会的に脆弱な人々を含む全ての市民に対して、感染症禍における救急医療施設へのアクセスや検査薬へのアクセス、その他種々の情報を確実に届けることが不可欠である。

*1 生命権は、憲法第13条「生命、自由、幸福追求の権利」として、すべての人の憲法上の権利として保障されている。生命権は、個人が、国によって恣意的に生命を奪われないこと、及び、国は、憲法第25条の生存権「全て国民は、健康で文化的で最低限度の生活を営む権利を有する」に基づき、個々人の生命の維持のための政策（たとえば予防注射やワクチン等）を行う責務を課されている、と解釈される。健康権も、憲法第13条の幸福追求権、及び憲法第25条の生存権に基づく個人の権利であり、国は、個々人の健康権を保障するための政策を行うことが責務として課されると解釈されている。

*2 内閣府男女共同参画局「コロナ下で顕在化した男女共同参画の課題～生活面～」より

【項目3に関連する主な委員意見】

- ・感染症は「見えない恐怖」であることから、攻撃の矛先が少数者に対して向けられてしまう危険性が高いということが、挙げられる。
- ・中世の魔女狩りは、ペストという「見えない恐怖」を「魔女」という見える存在に作りあげることによって、恐怖を回避しようとした。ヘイトの問題も根底は同じ。見えない不安の矛先を「外国人」へと向けていく、まさに、その構造は、同じである。
- ・自分たちも、地域によっては、差別される存在であるという事実、差別する側、される側は、あくまでも相対的なものに過ぎないという点を市民に理解してもらうことが、少数者に対する人権侵害を抑止する上でも、効果的。
- ・コロナウイルス感染症患者に対する差別、偏見、について議論する中で、実は、根底は何も変わっていないのではないかと、という点について議論することが、同様の差別を繰り返さないという意味でも必要なのではないかと思う。
- ・コロナウイルス感染症という見えない恐怖に直面している今だからこそ、差別や人権侵害がなされる「原因」や「怖さ」について、市民の方にも理解してもらえないのではないかと、その意味で、議論の議題としても、相応しい。
- ・コロナ禍によって、在宅が増え、その結果として、女性に対するDVが増えているという実情があり、コロナ禍は貧困層を直撃している。その結果、子どもの貧困問題も顕在化しているのではないかと。
- ・社会不安が生じると、不安に対するはけ口として、マイノリティに対する攻撃、インターネット上では、排外的な投稿が増加するという傾向があるようにも感じている。
- ・コロナ禍における人権問題は、あくまでも総論として、そこから、生じる人権問題については、各論として、論じることが可能かについて議論したい。
- ・コロナとか原発事故等の具体的な事象ではなく、今後も起こるだろう災害時での様々な人権侵害の課題に対応できるような提言が必要である。
- ・今後の感染症の爆発的流行に備え、適切な時期に感染症拡大に伴う人権問題の事例の収集を行い、それに対する対応策の議論が必要であると考えます。
- ・新型コロナウイルス感染症は、全国民へのワクチン投与により一定の終息が図ることができれば、感染症に係る差別、貧困、DV問題などは、現在と様相がかなり異なってくるものと思われる。
- ・コロナ禍と併せて、ハンセン病、エイズ、肝炎などの感染症に起因する人権問題も取り上げてほしい。
- ・コロナ禍においては、日常的に存在していた人権侵害や差別がより際立つ形で現れており、コロナ以前に脆弱な立場にあった人たちが深刻な影響を受けている。
- ・緊急事態のなかでは、支援が届きにくい人々により一層の配慮をし、より柔軟な施策運用を検討していく必要があるのではないかと。
- ・来日して日の浅い留学生や技能実習生なども大きな影響を受けたが、自治体による支援策の工夫や改善による外国人の救済拡大についても議論ができればと考える。

- ・今後の感染症の再来に備え、このような危機的状況を生まないように、外国人を含む誰もが生命の危機を乗り越えられるような体制の維持が必要。
- ・コロナ禍における人権侵害の態様を集約し、かつて、ハンセン病の時に行われた人権侵害の態様と比較することで、同じ過ちが繰り返されている、という事実を広く伝えることは重要。
- ・「課題」としては、コロナ禍で行われた人権侵害の態様を類型化し、ハンセン病の時に行われた人権侵害の類型を比較するとともに、協議会の意見として、川崎市に対し、何らかの提言ができるのかについて議論する必要がある。
- ・対策を行うためには、コロナ禍によって特に増加したDV事例、その原因（経済的な問題から生じるものか、在宅によって生じるものか）等を分析した上で、原因を除去するために必要な事項が何かの検討を川崎市に要望する必要がある。
- ・親のコロナ感染による子どものいじめ、不登校、差別、DV、家庭内暴力、貧困（子どもも含む）、医療従事者への差別、偏見、宅配業者等への不信感等で人権問題の発生が考えられる。
- ・生活困窮者自立支援や緊急貸付などの支援制度が、外国人の在留資格の種類などによって一部対象外となり、支援対象の外国人であっても、日本語の壁や制度の不周知などから、実際にはなかなか支援にたどりつかないという声も聞かれる。コロナ禍において多くの外国人が雇用や経済面で打撃を受け、困窮化が進んでいることが、全国の民間支援の現場経験からも明らかになっている。

IV 男女共同参画について

項目 4 男女共同参画が、両性*1の平等や個人の尊重等の人権問題であることを踏まえ、川崎市は、その意義の浸透、実現に向けて、雇用、教育、家族、政治参画などに関してより実効性のある施策、積極的差別是正措置*2（男女雇用機会均等法等）を含む施策をとるべきである。

1. 両性の平等は、女性だけの課題ではなく、全ての人にとって、そして何より子どもにとっても未来の社会への希望が持てるか否かに関わる問題である。誰もが、自己の人格を开花させ生きる可能性を生み出すため、自治体にはその条件を整備することが求められている。
2. しかし、憲法を始め、法律、条例等で保障されている両性の平等は、現在もなお、労働、教育、家族、政治参画等あらゆる場面で達成されているとは到底いえない状況である。世界経済フォーラムによる「ジェンダーギャップ指数（令和3（2021）年）」では、世界156カ国中日本は120位であることは良く知られている。
現在の施策では平等が達成できていないならば、施策を変えなければならない。実効性のある施策として積極的差別是正措置をはじめとした結果を出せる施策をとるべきである。
3. 具体的には、女性の権利保護のためには、給料格差による貧困、シングルマザー、マタニティハラスメント、DV、家庭内暴力、育児の負担、性犯罪の被害者、教育における男女の格差等に対する施策が必要である。また、外国人女性や障害者の女性など、複合的な差別を受けやすい女性も含め、既存のそれぞれの施策の実効性を調査し、川崎市による積極的な推進策をとることが必要である。
4. 積極的差別是正措置（ポジティブ・アクション）が何故必要かという点では、長年にわたり、暗黙のうちに男性へのポジティブ・アクションがずっと行われてきたために現在のジェンダー・ギャップがあるのだから、このギャップをなくすために女性へのポジティブ・アクションが必要と考えられる。特に日本は、憲法に平等を定めたのが昭和21（1946）年（フランスは1789年）、また民法上、妻の法的無能力規定を廃止したのが昭和22（1947）年と遅いため、人々の意識や社会構造が変わりにくいという特徴を持っている。ジェンダーバランスの実現は、女性のためだけでなく、日本の社会が全ての人を個人として尊重できる社会となるために不可欠な取組である。

*1 「両性の平等」の定義としては、多様なセクシュアリティという意味での「性」をも含むことは、人権・男女共同参画室による「第5期男女平等推進行動計画」を踏襲するものである。

*2 積極的差別是正措置（ポジティブ・アクション）とは、内閣府男女共同参画局によれば「一義的に定義することは困難ですが、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のことをいいます」とされている。

<https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/ishiki/kekka52.html>

【項目4に関連する主な委員意見】

- ・男女不平等を女性だけの課題とせず、男性にとっても、そして何より子どもにとって未来が開けることに繋がることとしてとらえたいと思う。
- ・性にとらわれず個人が大切にされる男女平等の考えが深まれば、性的マイノリティの課題も解決に繋がるのではと考えた。
- ・市民意識調査の結果からも男女平等の課題は男性も人権侵害として感じていることが伺える。市民の生活感覚を掬っていくことから、今一度再考する時期なのではないか。
- ・答申の調査資料では市民の意識や理解等に経年で変化がみられないようだ。
- ・「川崎市男女平等推進審議会」では発足以来、具体的な提案を重ねているが、市民生活に浸透するには、容易でないことが推察される。
- ・本協議会では、男女平等や子どもの人権などを人権課題としてより実効性のあるものにしていくためにさらに後押しするような役目を担うためのものである。
- ・SDGsでも最近言われているが、掲げているだけでは進まないの、それぞれの協議会の役目を生かすような形ができるのであれば掘り下げたい。
- ・子どもの権利委員会や男女平等推進審議会との調整を図りながらも、①実効性ある人権救済、②市民との対話、③分野横断的な視点という三つの観点から、これまでにない施策が必要である。
- ・コロナ禍は、社会的により弱い立場の人達に対して強い影響を及ぼしており、女性が受けた精神的、肉体的DVに関する相談件数の増加や内容については、一度調査する必要がある。
- ・男女共同参画の実現及び女性の権利保護、給料格差による貧困、シングルマザー、マタニティハラスメント、DV、家庭内暴力、育児の負担、性犯罪の被害者、男女の差別等が考えられる。
- ・外国人女性は複合的に弱い立場に置かれ、DV被害のリスクが高い一方、言葉の壁や制度を知らないことなどから保護や救済が受けにくいことが知られている。
- ・外国人女性がDV被害から逃れ、またその後、母子家庭として生活再建する上での様々な困難を乗り越えるためには、関係機関による連携支援が極めて重要であるとの実感がある。女性の人権に関わる施策の中でも特別な配慮対応が必要であると考えます。

V 子どもの人権について

項目5 子どもは、未来の人類へと繋がる大切な存在であり、大人による保護の必要性和子ども自身の個人の尊重とを融和させつつ、社会全体で保護していく必要がある。そのため、子どもの権利を子ども自身にも届くようにできるだけ広く啓発活動を行うとともに、人権問題に関してすぐに相談できる体制を強化するべきである。

特に、新たに可視化されたヤングケアラーの子どもの問題、及び継続している外国に繋がる子どもの問題について、安全で健康な生活の確保、教育を受ける権利の保護に取り組むこと、またそのために現状を調査した上で、適切な施策をとるべきである。

川崎市の施策においては、問題の性質に合わせて、担当課の所管を横断した施策をとることも視野に入れ、人権問題に対応するべきである。

1. **新たに可視化された子どもの人権問題としてヤングケアラー*の問題がある。** ケアララーの役割を担う子どもは、保護と愛情に包まれ人格を発展させるという「子ども時代」を奪われ、家族生活の平安や教育を受ける権利を享受できない環境の中で生きている懸念がある。

川崎市は、ヤングケアラーについてまず実態を調査することが必要である。また、子ども自身がヤングケアラーであることを認識していないことも多々あるため、子ども自身から相談に至ることが困難なことを踏まえ、行政や学校、福祉、地域が連携して積極的に把握し救済措置を取れるような施策が必須である。

さらに、子どもと共に、親や家族などの大人の生活が安定することが必要であり、そのための施策をとることが不可欠である。

他の自治体でヤングケアラー支援のための条例等を制定している例もあるように、この問題に特化した施策を要請する。

2. **外国籍の子どもの人権課題として、不就学の問題がある。** 不就学のおそれのある外国籍児童は全国で2万人を超すとされている。また、背景事情の複雑さや親とのコミュニケーションの課題などから、学校をはじめとする関係機関も外国に繋がる子どもの課題への対応に困難を抱えている。学校、地域、周囲の人間関係などを含め総合的な取組を内容とする施策が必要である。自治体において、子どもは市民の一員であり、その人格を育て教育を受ける権利を保障することは自治体の責務である。

3. **子どもの権利の重要さを市民に理解してもらうため、「川崎市子どもの権利に関する条例」が子どもの権利をどのように保護しているのかを、教育者を含む大人、そして子ども自身に具体的に伝え、また問題がある場合にどのような救済方法を定めているのかを、今以上に効果的に市民に普及する施策が必要である。**

*ヤングケアラーとは、厚生労働省によれば「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども」と説明されている。

【項目5に関連する主な委員意見】

- ・人口が増加し多様な文化や背景を持つ市民の多い川崎市において、「ヤングケアラー」や「子どもの貧困」の実態調査を行い、その課題解消のためにどんな手立てが良いのか議論ができればと思う。
- ・「ヤングケアラー」の課題は、行政や学校、地域が連携して積極的に把握し救済措置をしなければ解消しない。
- ・まずは、ヤングケアラーとはどのような存在なのか、そういった存在の子どもたちが存在しているということを広く伝えることが必要である。
- ・子どもと共に親・家族（大人）の生活が安定する取り組みが必要だと思う。解決手段としては、子ども（親も）食堂、ヤングケアラーを助けるヘルパー（ボランティア）制度、何でも相談所の設置である。
- ・ヤングケアラーに対する支援をどこから、どこまで行政が行うべきかについての方針の決定が必要。
- ・ヤングケアラーの問題がどれだけ存在するのか、実態把握が必要。
- ・人権課題の新たな分野としては、ヤングケアラーについて掘り下げて議論するのが適切。子どもが家族の介護や弟妹の世話を主として担うということが、これまで人権問題として認識されてこなかったためである。
- ・不就学のおそれのある外国籍児童は全国で2万人を超すとされている。背景事情の複雑さや外国籍の親とのコミュニケーションの課題などから、学校をはじめとする関係機関も課題への対応に困難を抱えていると認識している。
- ・在日外国人の増加に伴い、識字に困難な子どもたちも増加し、日本語指導の体制の充実や夜間学級の増設、こども文化センターを活用した識字学級など対策が必要であると思う。加えて、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の趣旨に基づき市民とともに人権意識の向上に取り組み、一人ひとりの子どもに寄り添った教育施策の検討が必要。
- ・「子どもの人権意識高揚のために」、その大前提としての「大人（教師）の人権意識を深めるために」をテーマとして、様々な取組を進めたい。
- ・子どもたちが人権尊重に関心を持ち、積極的に人権意識を向上させていく体制づくりの議論を進めたい。
- ・「子どもの権利に関する条例」が市民に十分に認知されていない現状があり、啓発の進め方に課題を感じる。
- ・子どもたちが相談及び救済を求める手段とその実効性はどの程度有効なものか。その機関から、差別防止対策等審査会等に諮問し審査を求めることは可能か。
- ・子どもたちが悩んだ時にいつでも気兼ねなく相談できる体制が必要。また、社会教育施設とも連携して、子どもたちの居場所づくりも大切。
- ・子どもの権利委員会や男女平等推進審議会との調整を図りながらも、①実効性ある人権救済、②市民との対話、③分野横断的な視点という三つの観点から、これまでにない提言ができればよいと考える。

・「市民との対話」の実効性を担保するためには、全ての人権擁護を推進することを目的とした人権に関する包括的な条例において、子どもの権利に関する仕組みと同レベルの内容を備えることが求められている。

4 おわりに

本協議会は、市長の諮問による「新たな人権課題への対応策」として、以上の5項目の答申を提案する。また、この答申の内容は、令和2（2020）年度の答申『川崎市人権施策推進基本計画』の改定の方向性について」を踏まえた内容ともなっている。

新たな人権課題として取り上げた5項目は、Ⅰ．実効性のある人権救済のための「人権救済に関わる施策等の整備」の促進、Ⅱ．インターネット上の人権、Ⅲ．コロナ禍等（感染症等）における人権、Ⅳ．男女共同参画、Ⅴ．子どもの人権、であり、いずれも喫緊の取組を必要としている。

本答申は、川崎市による市民に対する人権救済が、現状の人権侵害に対して、より実効的に行われて欲しい、という強い要望を示すものである。

それは、将来的には、人権侵害が行われないような川崎市となるよう、人権保障の面で誇りを持てる川崎市となるように、という市民の切実な要請でもある。

この答申で取りまとめた5項目の事項を十分に勘案し、新たな人権課題に対する施策が実現し、着実に実施されることを期待する。

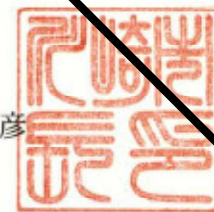
最後に、この答申の取りまとめに当たって、本協議会で御意見をいただいた参考人の方々、本協議会に協力を惜しまなかった川崎市行政の各担当部署の方々、及びその他関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

答申（参考資料）

2川市人第265号
令和2年8月31日

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会
会長 建石真公子様

川崎市長 福田紀彦



第1期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会への諮問について

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例（令和元年川崎市条例第35号）第6条第3項及び第10条第1項の規定により、次の事項について諮問します。

1 諮問事項

川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」の改定の方向性及び新たな人権課題への対応策について

2 諮問の理由

本市では、平成27年3月、川崎市人権施策推進基本計画を策定し、同計画に基づき、人権施策を総合的かつ計画的に推進しています。

令和元年12月に制定した「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」第6条第1項では「市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（中略）を策定するものとする」と規定し、同条例附則第2項では「この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす」と規定しています。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の理念を踏まえ、現行の川崎市人権施策推進基本計画については、今般、計画期間の満了（令和8年3月）前に、改定することを検討しており、その改定（策定）の方向性について、とりまとめていただくため諮問するものです。

また、社会状況の変化等により、インターネットを利用した人権侵害など、新たな人権課題も生じており、「人権を尊重し、共に生きる社会」を目指している本市としては、こうした新たな人権課題を再度認識し、着実に取組を進めていく必要があります。当該人権課題への対応策についても、とりまとめていただくため諮問するものです。

3 答申期限

- (1) 川崎市人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」の改定の方向性
令和3年3月31日
- (2) 新たな人権課題への対応策
令和4年3月31日

4 その他

今後の本市における人権施策の状況等により、優先的に調査審議を依頼する事項が生じた場合には、別途、諮問することがあります。

第 1 期川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会 令和 3 年度審議経過

【第 6 回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和 3 年 5 月 3 1 日（月） 午後 6 時 3 0 分～午後 8 時 3 0 分

○審議事項

- (1) 新たな人権課題への対応策について
- (2) その他

○報告事項

「川崎市人権に関する市民意識調査報告書」について

○その他

【第 7 回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和 3 年 7 月 1 3 日（火） 午前 1 0 時～正午

○審議事項

- (1) 新たな人権課題への対応策について
- (2) その他

○報告事項

「川崎市差別防止対策等審査会」の審議状況（概要）について

○その他

【第 8 回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和 3 年 9 月 1 日（水） 午後 7 時 0 0 分～午後 9 時 0 0 分

○ヒアリング 「人権と感染症について」

【川崎市立看護短期大学長 健康福祉局医務監 坂元 昇 氏】

○報告事項

- (1) 人権オンブズパーソンの発意調査の制度概要と実施状況について
- (2) 「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の定義について

○審議事項

- (1) 新たな人権課題への対応策について
- (2) その他

○その他

【第9回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和3年11月2日（火） 午後6時00分～午後8時00分

○報告事項

人権オンブズパーソンの発意調査について

○審議事項

- (1) 新たな人権課題への対応策について
- (2) その他

○報告事項

「川崎市差別防止対策等審査会」の審議状況（概要）について

○その他

【第10回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和3年12月1日（水） 午前9時30分～午前11時30分

○審議事項

- (1) 新たな人権課題への対応策について
- (2) その他

○その他

【第11回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和4年1月14日（金） 午後3時00分～午後5時00分

○報告事項

第10回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会での質問事項について

○審議事項

- (1) 新たな人権課題への対応策について
- (2) その他

○報告事項

「川崎市差別防止対策等審査会」の審議状況（概要）について

○その他

【第12回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和4年2月15日(火) 午前10時00分～正午

○ヒアリング 「インターネット上の人権侵害について」

川崎市ふれあい館館長 崔 江以子 氏

○質問事項への対応

(1) 学校支援センター、外国籍等の子どもに関する実態把握について

(2) ネットリサーチ業者について

○審議事項

○報告事項

「川崎市人権施策推進基本計画・第1期実施計画『人権かわさきイニシアチブ』(案)」について

【第13回川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会】

開催日時 令和4年3月16日(水) 午後3時00分～午後5時00分

○審議事項

(1) 答申(案)「新たな人権課題への対応策」について

(2) その他

○その他

【答申】

開催日時 令和4年3月25日(金) 午前10時00分～午前10時15分

○「新たな人権課題への対応策」について(答申)

第 1 期 川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会委員名簿

任 期：令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日

(敬称略)

NO	氏 名	職業 ・ 役職等
1	あおき えみこ 青木 恵美子	川崎市地域女性連絡協議会 会長
2	あおき ゆきお 青木 幸夫	市民委員
3	いしわた かずみ 石渡 和実	東洋英和女学院大学 名誉教授
4	きたじま さとみ 北島 総美	公益財団法人川崎市身体障害者協会 評議員
5	さいしょ よしかず 最所 義一	弁護士
6	しまだ かずあき 嶋田 和明	川崎市教職員組合 執行委員長
7	たていし ひろこ 建石 真公子	法政大学法学部 教授
8	たに すみこ 峪 スミ子	川崎人権擁護委員協議会 委員
9	なかの ゆうじ 中野 裕二	駒澤大学法学部 教授
10	ふくしば やすひろ 福芝 康祐	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 事務局長
11	ほしかわ みよこ 星川 美代子	川崎市民生委員児童委員協議会 常任理事
12	やまぎし もとこ 山岸 素子	市民委員

◎会長 ○副会長

川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例

令和元年12月16日
川崎市条例第35号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進（第3条～第10条）

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

（第11条～第20条）

第4章 雑則（第21条・第22条）

第5章 罰則（第23条・第24条）

附則

川崎市は、日本国憲法及び日本国が締結した人権に関する諸条約の理念を踏まえ、あらゆる不当な差別の解消に向けて、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する人権施策を、平等と多様性を尊重し、着実に実施してきた。

しかしながら、今なお、不当な差別は依然として存在し、本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題も生じている。

このような状況を踏まえ、市、市民及び事業者が協力して、不当な差別の解消と人権課題の解決に向けて、人権尊重の理念の普及をより一層推進していく必要がある。

ここに、川崎市は、全ての市民が不当な差別を受けることなく、個人として尊重され、生き生きと暮らすことができる人権尊重のまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、不当な差別のない人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項及び本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する事項を定めることにより、人権尊重のまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって人権を尊重し、共に生きる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 不当な差別 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別をいう。
- (2) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号。以下「法」という。）第2条に規定する本邦外出身者に対する不当な差別的言動をいう。

第2章 不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、市の実施する不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

（人権施策推進基本計画）

第6条 市長は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市人権施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権に関する施策の基本理念及び基本目標
- (2) 人権に関する基本的施策
- (3) その他人権に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（人権教育及び人権啓発）

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

（人権侵害による被害に係る支援）

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第9条 市は、不当な差別を解消するための施策その他の人権に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

(人権尊重のまちづくり推進協議会)

第10条 第6条第3項に定めるもののほか、不当な差別のない人権尊重のまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員12人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者、関係団体の役職員及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、前項の規定による調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

10 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進

(この章の趣旨)

第11条 市は、法第4条第2項の規定に基づき、市の実情に応じた施策を講ずることにより、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消を図るものとする。

(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止)

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

(1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する

- 地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- (2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- (3) 本邦外出身者を人以外のものにたとえるなど、著しく侮辱するもの
(勧告)

第13条 市長は、前条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせた者が、再び当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動に係る国又は地域と同一の国又は地域の出身であることを理由とする同条の規定に違反する同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動（以下「同一理由差別的言動」という。）を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による勧告の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(命令)

第14条 市長は、前条第1項の規定による勧告に従わなかった者が、再び同一理由差別的言動を行い、又は行わせる明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるときは、その者に対し、地域を定めて、この項の規定による命令の日から6月間、同一理由差別的言動を行い、又は行わせてはならない旨を命ずることができる。

- 2 市長は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

(公表)

第15条 市長は、前条第1項の規定による命令を受けた者が、当該命令に従わなかったときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、その代表者又は管理人の氏名
- (2) 命令の内容
- (3) その他規則で定める事項

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かなければならない。

- 3 市長は、前項に規定する川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴いて、第1項の規定に

よる公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

(公の施設の利用許可等の基準)

第16条 市長は、公の施設（市が設置するものに限る。以下同じ。）において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合における公の施設の利用許可及びその取消しの基準その他必要な事項を定めるものとする。

(インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表)

第17条 市長は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用する方法による表現活動（他の表現活動の内容を記録した文書、図画、映像等を不特定多数の者による閲覧又は視聴ができる状態に置くことを含む。以下「インターネット表現活動」という。）のうち次に掲げるものが本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案の内容に即して、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(1) 市の区域内で行われたインターネット表現活動

(2) 市の区域外で行われたインターネット表現活動（市の区域内で行われたことが明らかでないものを含む。）で次のいずれかに該当するもの

ア 表現の内容が特定の市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者、在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）を対象としたものであると明らかに認められるインターネット表現活動

イ アに掲げるインターネット表現活動以外のインターネット表現活動であって、市の区域内で行われた本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容を市の区域内に拡散するもの

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該インターネット表現活動が本邦外出身者に対する不当な差別的言動に該当する旨、当該インターネット表現活動に係る表現の内容の概要及びその拡散を防止するために講じた措置その他規則で定める事項を公表するものとする。ただし、これを公表することにより第11条の趣旨を阻害すると認められるときその他特別の理由があると認められるときは、公表しないことができる。

3 前2項の規定による措置及び公表は、市民等の申出又は職権により行うものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の規定による措置及び公表をしようとするときは、あらかじめ、川崎市差別防止対策等審査会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、第2項の規定による公表をするに当たっては、当該本邦外出身者に対する不当な差別的言動の内容が拡散することのないよう十分に留意しなければならない。

(差別防止対策等審査会)

第18条 第13条第2項本文、第14条第2項本文、第15条第2項及び前条第4項に定めるもののほか、不当な差別の解消のために必要な事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市差別防止対策等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

4 第10条第4項から第10項までの規定は、審査会について準用する。

（審査会の調査審議手続）

第19条 審査会は、市長又は第17条第4項の規定により調査審議の対象となっているインターネット表現活動に係る同条第3項の規定による申出を行った市民等に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を述べさせることその他必要な調査を行うことができる。

2 審査会は、第13条第2項本文、第14条第2項本文若しくは第15条第2項の規定により調査審議の対象となっている者又は前項のインターネット表現活動を行ったと認められる者に対し、相当の期間を定めて、書面により意見を述べる機会を与えることができる。

3 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第1項の規定による調査を行わせることができる。

（表現の自由等への配慮）

第20条 この章の規定の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第4章 雑則

（報告及び質問）

第21条 市長は、第13条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、第12条の規定に違反して同条各号に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、若しくは行わせたと認められる者又は第13条第1項の規定による勧告若しくは第14条第1項の規定による命令に従わなかったと認められる者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第23条 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、500,000円以下の罰金に処する。

第24条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第6条第3項、第10条、第11条及び第16条から第20条までの規定 令和2年4月1日

(2) 第12条から第15条まで、第21条及び第5章の規定 令和2年7月1日
（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている川崎市人権施策推進基本計画は、第6条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

川崎市子どもの権利に関する条例

平成12年12月12日
川崎市条例第72号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 人間としての大切な子どもの権利（第9条～第16条）

第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障（第17条～第20条）

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障（第21条～第25条）

第3節 地域における子どもの権利の保障（第26条～第28条）

第4章 子どもの参加（第29条～第34条）

第5章 相談及び救済（第35条）

第6章 子どもの権利に関する行動計画（第36条・第37条）

第7章 子どもの権利の保障状況の検証（第38条～第40条）

第8章 雑則（第41条）

附則

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実には保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平

和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者
- (2) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設
- (3) 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者

(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。

3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。

4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

(国等への要請)

第4条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。

(かわさき子どもの権利の日)

第5条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。

2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

(広報)

第6条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

(学習等への支援等)

第7条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。

3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(市民活動への支援等)

第8条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

第2章 人間としての大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育(はぐく)まれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

(ありのままの自分での権利)

第11条 子どもは、ありのままの自分でのいることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

(自分を守り、守られる権利)

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の間が与えられること。

(自分を豊かにし、力づけられる権利)

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

(自分で決める権利)

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

(参加する権利)

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。

- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障

(親等による子どもの権利の保障)

第17条 親又は親に代わる保護者（以下「親等」という。）は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。

- 2 親等は、その養育する子どもが権利を行使する際に子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない。
- 3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない。
- 4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子ども本人の情報を得ようとするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

(養育の支援)

第18条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。

- 2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。
- 3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止)

第19条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。

(虐待からの救済及びその回復)

第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。

2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないようその子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。

3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障

(育ち・学ぶ環境の整備等)

第21条 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者（以下「施設設置管理者」という。）は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。

2 前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

(安全管理体制の整備等)

第22条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生の防止に努めるとともに、災害が発生した場合にあっても被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。

2 施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止等)

第23条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。

2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

3 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。

4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

(いじめの防止等)

第24条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう

啓発に努めなければならない。

- 3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。

(子ども本人に関する文書等)

第25条 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。

- 2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあつては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。
- 3 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。
- 4 前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。
- 5 第1項の文書及び第3項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。
- 6 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見等を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

第3節 地域における子どもの権利の保障

(子どもの育ちの場等としての地域)

第26条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。

- 2 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。

(子どもの居場所)

第27条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所（以下「居場所」という。）が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

(地域における子どもの活動)

第28条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。

第4章 子どもの参加

(子どもの参加の促進)

第29条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

(子ども会議)

第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を開催する。

2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。

3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。

4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。

5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

(参加活動の拠点づくり)

第31条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

(自治的活動の奨励)

第32条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

2 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮さ

れるよう努めなければならない。

(より開かれた育ち・学ぶ施設)

第33条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。

(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)

第34条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

第5章 相談及び救済

(相談及び救済)

第35条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

第6章 子どもの権利に関する行動計画

(行動計画)

第36条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。

(子どもに関する施策の推進)

第37条 市の子どもの関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもを支援するものであること。

第7章 子どもの権利の保障状況の検証

(権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

- 2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。
- 3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。
(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

- 2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。
- 3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。
- 4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。
- 5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。
- 6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(権利侵害からの救済等のための体制整備)

2 市は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談し、救済を求めることができるようにするとともに、虐待等の予防、権利侵害からの救済及び回復等を図ることを目的とした新たな体制を早急に整備する。

附 則 (平成13年6月29日条例第15号)

この条例の施行期日は、市長が定める。(平成14年3月29日規則第33号で平成14年5月1日から施行)

附 則 (平成14年3月28日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日条例第7号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

新たな人権課題への対応策について

— 答 申 —

川崎市人権尊重のまちづくり推進協議会

令和4（2022）年3月

（事務局）川崎市 市民文化局 人権・男女共同参画室

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティビル9階

電 話（044）200-2315

FAX（044）200-3914

Eメール 25zinken@city.kawasaki.jp



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市